

★事業所得の判定基準に関する意見公募と通達改正

副業を推進する政府の方針の一環として、事業所得と雑所得（業務に係る雑所得）の判定基準について、令和4年8月1日から31日まで意見公募が行われ、10月7日に改正通達が公表されました。今回はそのあらましをご案内します。（若林茂）

◎概要

国税庁は、副業収入等が「事業所得」と「雑所得」のどちらに該当するかについて「300万円以下は原則として雑所得」とする案の意見公募を行ったところ、7,059件もの意見が殺到しました。そこで、「300万円」ではなく「記帳・帳簿書類の保存」を基準とした改正通達へと大幅な方針転換を余儀なくされました。

◎改正通達

改正通達の内容は以下のとおりとなっています。

（業務に係る雑所得の例示）

35-2 次に掲げるような所得は、事業所得又は山林所得と認められるものを除き、業務に係る雑所得に該当する。

（1）～（8）省略

（注）事業所得と認められるかどうかは、その所得を得るための活動が、社会通念上事業と称するに至る程度で行っているかどうかで判断する。

なお、その所得に係る取引を記録した帳簿書類の保存がない場合（その所得に係る収入金額が300万円を超え、かつ、事業所得と認められる事実がある場合を除く。）には、業務に係る雑所得に該当することに留意する。

（参考）事業所得と業務に係る雑所得等の区分（イメージ）

収入金額	記帳・帳簿書類の保存あり	記帳・帳簿書類の保存なし
300万円超	概ね「事業所得」(注)	概ね「業務に係る雑所得」
300万円以下		「業務に係る雑所得」 ※資産の譲渡は譲渡所得・その他雑所得

(注) 次のような場合には、事業と認められるかどうかを個別に判断することになります。

① その所得の収入金額が僅少と認められる場合

例えば、その所得の収入金額が、例年、300万円以下で主たる収入に対する割合が10%未満の場合は、「僅少と認められる場合」に該当すると考えられます。

※「例年」とは、概ね3年程度の期間をいいます。

② その所得を得る活動に営利性が認められない場合

その所得が例年赤字で、かつ、赤字を解消するための取組を実施していない場合は、「営利性が認められない場合」に該当すると考えられます。

※「赤字を解消するための取組を実施していない」とは、収入を増加させる、あるいは所得を黒字にするための営業活動等を実施していない場合をいいます。

◎まとめ

今回の改正で、「記帳・帳簿書類の保存」があれば「事業所得」に該当するように思えてしまいがちですが、上記表の(注)①②にあるように、たとえ「記帳等」があっても実態の乏しい副業収入等を赤字の事業所得として給与所得等と損益通算して申告するような節税方法は認められないことが明らかにされました。